

指定学校に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下、「当社」という。）が、当社高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）の通学定期券（連絡通学定期券を含む。以下同じ。）を発売する学校の指定について必要な事項を定め、もって事務の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下同じ。）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校及び他の法令に基づいて設置された教育施設をいう。
- (2) 国公立の学校 国及び地方公共団体が設置した学校
- (3) 指定学校 当社が通学定期券を発売する学校として指定したものをいう。

(指定基準)

第3条 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校について指定学校として指定する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 監督庁の認可の日及び開校の日のいずれからとも1年以上経過していること（国公立の学校及び学校教育法第130条第1項に基づき設置の許可を受けた専修学校については、この限りでない。）
- (2) 修業期間が連続して12月以上であること
- (3) 授業時間数が1年間700時間以上であること
- (4) 生徒の部科別の定員が40人以上であること
- (5) 入学期又は卒業期が年2回以内であつて固定していること
- (6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ又は卒業させていないこと
- (7) 1週間の授業日数が5日以上、授業時間数が18時間以上であること
- (8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと

(指定の申請)

第4条 学校の代表者は、指定学校として指定を受けようとする場合は、次に掲げる申請書類を当社に提出しなければならない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
学校指定申請書（別記様式第1号）
- (2) 前号以外の学校
ア 学校指定申請書

- イ 監督庁の認可の写し
- ウ 学校調書（別記様式第2号）
- エ 学校内容、設備に関する参考書類

（指定方法）

第5条 学校指定の申請があつた場合は、申請書を審査し、前条第1号の学校については全部に対し、前条第2号の学校については申請書類に基づき調査し、第3条に規定する指定基準の条件を具備し、かつ、指定を適当と認めるものに対し当社が指定する。この場合、部科を設けている学校については、部科ごとに指定する。

2 前項により指定学校として指定したときは、学校の代表者に対し指定通知書（別記様式第3号）を交付する。

（指定期間の限定）

第6条 指定学校として指定する場合、期間を限定して行うことがある。

（指定部科追加申請）

第7条 指定学校が既に指定されている部科以外の部科について追加指定を受けようとする場合は、第4条に規定する申請手続を行わなければならない。

（継続指定申請）

第8条 期間を限定して指定された指定学校が、期限後に引き続き指定を受けようとするときは、期限の3日前までに、申請手続を行わなければならない。この場合、申請書類の一部を省略することができる。

（学校内容の変更通知）

第9条 指定学校が休校若しくは廃校するとき又は学校名、部科名、所在地及び学則その他指定申請内容に変更を生じたときは、すみやかに当社に届け出なければならない。

2 部科を設けている学校が、部科ごとに指定されている場合も、また同様とする。

（指定の取消し）

第10条 当社は、指定学校で通学定期券の発売が適当でないと認めたときは、その指定を取り消すことがある。

（施行細目）

第11条 この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

別記様式1号 (第4条1号)

(様式第1号)

学校指定申請書 指定番号

本校は次の各号の条件を堅く守りますから、本校を通学定期券発売校として、ご指定下さいますようお願いいたします。

- 1 通学定期券使用に関する規定を遵守し、もしこれにそわいたときは当校において一切の責に任ずること。
- 2 通学定期券使用者には所定の「学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明証」という。）」を携帯せしめ、乗降の點、係員の請求があるときは何時でもこれを提示させること。
- 3 証明証を交付したときは、台帳に証明証の番号、住所、氏名、年齢、通学区間、その他必要事項を記入しておくこと。
- 4 学校所在地、学校名、学校代表者、学期の変更等の場合は、遅滞なく通知すること。また通学定期券使用者の退校等により通学定期券使用資格を失った場合も、同じとする。
- 5 係員が学籍簿、証明証発行台帳その他の関係書類の閲覧を求めたときは、何時でもこれを提示すること。
- 6 証明証、通学証明証を不正に発行し、これによって通学定期券を購入し、使用させないこと。もしこれにそわいたときは、所定の運賃及び増増運賃に相当する金額を支払うこと。
- 7 前各号にそわいたときは、何時指定を取消されても異議を申さないこと。

年 月 日

大阪市高速電気軌道株式会社 様

学校所在地

準拠法令

学校名

校長名

印

別記様式第2号 (第4条2号のウ)

学校調書 (その1)

学 校 調 書 (その1)

校 名	
所在地	郵便番号 電話番号

① 業種別	② 部科別	③ 卒業年度 年 月	④ 入学期 月	⑤ 卒業期 月	⑥ 随時入 学を認 めるか	⑦ 1部学科 の専修を 認めるか	⑧ 短期修 業を認 めるか	⑨ 生徒 定員 名	⑩ 生徒 現在数 名	⑪ 年間休業期間、休業日		⑫ 1時間当 り実務授 業時分 分	⑬ 現行学則 の実施年 月日
										⑪ 休業期間、休業日	⑪ 総日数 日		
													年月日
													年月日
													年月日
													年月日
													年月日
													年月日
													年月日
													年月日

(注意) 一、本調査は学校長が記入して下さい。
二、⑬欄には最近学年度(四月一日又は十月一日から翌年十月一日から翌年三月末日又は九月末日まで)一カ年間の実績を詳細に記入して下さい。

上記のとおり相違ありません 年 月 日 (学校長名) (校長公印)

大阪市高速電気軌道株式会社 様

学校調書 (その2)

(その2)

(本欄記入不要)

指定番号		設立準拠法令	
指定期限	年 月 日まで	認可番号	
指定部科		中央監督庁名	
		認可年月日	年 月 日
		開校年月日	年 月 日
		もより駅名	線 駅

① 部科別	③ 1週間の個人当り授業					④ 年間個人 当り授業 総時間数	⑤ 年 月 日から1か年間の入学、退学、卒業及び出席の状況													
	授業日	開始	終了	日数	時間数		種別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
	月曜日						月始め	名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	火曜日						入学													
	水曜日						退学													
	木曜日						卒業													
	金曜日						月末													
	土曜日						出席率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	日曜日																			
	月曜日						月始め	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	火曜日						入学													
	水曜日						退学													
	木曜日						卒業													
	金曜日						月末													
	土曜日						出席率													
	日曜日																			
	月曜日						月始め	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	火曜日						入学													
	水曜日						退学													
	木曜日						卒業													
	金曜日						月末													
	土曜日						出席率													
	日曜日																			
	月曜日						月始め	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	火曜日						入学													
	水曜日						退学													
	木曜日						卒業													
	金曜日						月末													
	土曜日						出席率													
	日曜日																			

(注意)
 1.本調査は学校長が記入して下さい。
 2.⑤欄には最近学年度一か年間の実績を詳細に記入して下さい。
 (四月一日又は十月一日から翌年十月一日から翌年三月末日又は九月末日まで)

別記様式第3号 (第5条)
 指定通知書

年 月 日

様

大阪市高速電気軌道株式会社
鉄道事業本部駅務部
駅務課長

指 定 通 知 書

貴校を下記のとおり指定し、通学定期券を発売します。

記

- 1 指定番号
- 2 指定部科

3 指定期限 年 月 日

4 その他

学校指定の継続申請については、11月末までに必ず行ってください。また、学則等に変更があった場合は、速やかに変更願を提出してください。